

一宮市障害者相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号、以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する地域生活支援事業としての相談支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「相談支援事業」とは、障害者（法第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）、障害児（同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）又は障害者若しくは障害児の介護を行う者（以下「障害者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与する事業又は権利擁護のために必要な援助を行う事業をいう。

(実施主体)

第3条 相談支援事業の実施主体は、一宮市（以下「市」という。）とする。ただし、当該事業の全部又は一部を法第51条の19及び第51条の20の規定による指定相談支援事業者、並びに児童福祉法第24条の28に基づく障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業所」という。）のうち、市長が適当と認めるものに委託することができる。

(障害者相談支援センター)

第4条 相談支援事業の円滑な実施を図るため、一宮市障害者相談支援センター（以下「支援センター」という。）を置く。

2 支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 障害者等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助に関すること。

(2) 各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援に関すること。

(3) 社会生活力を高める支援に関すること。

(4) 権利擁護のために必要な援助に関すること。

(5) 専門機関の紹介に関すること。

- (6) 医療的ケア児等の支援に関すること。
- (7) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築に参画すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(障害者基幹相談支援センター)

第4条の2 相談支援事業の機能強化を図るため、一宮市障害者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）を置く。

2 基幹センターには、支援センターの職員のうちあらかじめ市の承認を得た者が勤務する。

3 基幹センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 障害者虐待防止センターに関すること。
- (2) 権利擁護に関すること。
- (3) 法に規定するサービス等利用計画案及び児童福祉法に規定する障害児支援利用計画案の点検及び指導に関すること。
- (4) 困難事例等における支援センターへの助言及び指導並びに協力に関すること。
- (5) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画の取組に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(秘密の保持)

第5条 事業の実施にあたっては、利用者及びその家族のプライバシーの保護を図られるよう万全の措置を講ずるものとする。

(書類の保存)

第6条 支援センター及び基幹センター（以下「支援センター等」という。）は、事業にとって重要な書類については5年間保存しなければならない。

(職員身分証明書)

第7条 支援センター等の職員は、事業の実施にあたっては、市長が別に定める職員身分証明書を常に携帯し、求めに応じ提示しなければならない。

(一宮市障害者自立支援協議会における役割)

第8条 相談支援事業所が当該事業の全部又は一部を受託した場合は、市と協力して一宮市障害者自立支援協議会の運営にあたらなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのないものは、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。